

「地域市民相談窓口」をコミュニティセンターなどに開設 ～どこに相談したらいいかわからない困りごとを気軽に相談できます～

市では、令和6年度から、市の公共施設であるコミュニティセンター・文化センターを直営化したことにより、市職員が配置されました。これにより、市民等がどこに相談していいかわからない困りごとなどを、気軽に行くことができるコミュニティセンター・文化センターで受け付け、市民に寄り添った市民サービスの向上を図ります。

1 実施するコミュニティセンター・文化センター（直営館：6館）

- ・国分コミュニティセンター
- ・杉久保コミュニティセンター
- ・本郷コミュニティセンター
- ・社家コミュニティセンター
- ・下今泉コミュニティセンター
- ・国分寺台文化センター

2 開始時期

令和6年10月1日（火）から

3 窓口運用について

窓口時間	10時から17時まで、もしくは、13時から20時まで
相談時間	1人1時間を目安
開催頻度	随時
利用方法	事前予約制（当日電話予約可）
相談場所	個室もしくはロビーなどのオープンスペース

4 相談内容

よろず相談、一般的な相談概要を把握するための場所であり、詳細が必要な場合には、所管課への取り次ぎを行う。

対象	相談内容
市民	・市役所の所管部門が分からない案件について相談（総合窓口） ・市役所への提出書類の記載方法について
自治会長	・自治会要望事項の事前調整 ・地域づくり課への提出物の記載方法について

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市市民協働部地域づくり課 電話 046-235-4793